

成田市基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービスの実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービス（以下「基準緩和型サービス」と総称する。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、成田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(対象者)

第3条 基準緩和型サービスの対象者（以下「対象者」という。）は、**次に掲げる者**とする。

- (1) 居宅要支援被保険者
- (2) 基本チェックリストに該当する第1号被保険者
- (3) 居宅要介護被保険者であって要介護認定を受ける日以前から継続的に基準緩和型サービスを利用する者

(基準緩和型サービスの内容)

第4条 基準緩和型サービスの内容は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支援のうち、第1号介護予防支援事業において必要と認められるものとする。

- (1) 基準緩和型訪問サービス 次に掲げる支援

ア 居室、便所その他の対象者の日常生活の範囲における清掃及び整理整頓

イ ゴミ出し

ウ 衣類の洗濯、物干し、取入れ、収納及びアイロン掛け

エ シーツ交換、布団カバーの交換その他のベッドメイク

オ 夏服及び冬服の入替えその他の衣類の整理

カ 被服の釦付け、破れの補修その他の修理ばたん

キ 一般的な調理、配膳及び下膳

ク 日用品の買物

ケ 薬の受取り

コ アからケまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める生活援助

- (2) 基準緩和型通所サービス 次に掲げる支援

- ア 健康状態の確認
 - イ 介護予防に資する体操
 - ウ レクリエーション
 - エ 生活等に関する相談及び助言
 - オ 送迎
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める日常生活上の支援
- (基準緩和型サービスに要する費用の額)

第5条 規則第4条第3号の市長が別に定める基準緩和型訪問サービスに要する費用の単位数は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 規則第4条第4号の市長が別に定める基準緩和型通所サービスに要する費用の単位数は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、基準緩和型サービスに要する費用の額の算定については、実施要綱の定めるところによる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
(成田市基準緩和型訪問サービス実施要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 成田市基準緩和型訪問サービス実施要綱(平成29年3月16日成高第2570号)
 - (2) 成田市基準緩和型通所サービス実施要綱(平成29年3月16日成高第2571号)
(経過措置)
- 3 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる基準緩和型サービスについて適用し、同日前に行われた基準緩和型サービスについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月18日成介第3711号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる基準緩和型サービスについて適用し、同日前に行われた基準緩和型サービスについては、なお従前

の例による。

附 則（令和3年10月1日成介第1910号）
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる基準緩和型サービスについて適用し、同日前に行われた基準緩和型サービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日成介第2208号）
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる基準緩和型サービスについて適用し、同日前に行われた基準緩和型サービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年10月1日成介第2226号）
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる基準緩和型サービスについて適用し、同日前に行われた基準緩和型サービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日成介第54号）
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる基準緩和型サービスについて適用し、同日前に行われた基準緩和型サービスについては、なお従前の例による。

別表第1

ア 基準緩和型訪問サービス費 11 1,016 単位

- 事業対象者・要支援1・2 週1回程度（1月につき）
- イ 基準緩和型訪問サービス費 12 2,030 単位
- 事業対象者・要支援1・2 週2回程度（1月につき）
- ウ 基準緩和型訪問サービス費 13 3,221 単位
- 事業対象者・要支援2 週2回を超える程度（1月につき）
- エ 初回加算 200 単位（1月につき）
- オ 介護職員処遇改善加算
- (1) 介護職員処遇改善加算（I） 所定単位×137／1000
- (2) 介護職員処遇改善加算（II） 所定単位×100／1000
- (3) 介護職員処遇改善加算（III） 所定単位×55／1000
- カ 介護職員等特定処遇改善加算
- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（I） 所定単位×63／1000
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（II） 所定単位×42／1000
- キ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位×24／1000

注1 アからウまでについて、高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じられていない場合は、それぞれ次のとおり減算する。

- (1) ア 基準緩和型訪問サービス費 11 12 単位減算
- (2) イ 基準緩和型訪問サービス費 12 23 単位減算
- (3) ウ 基準緩和型訪問サービス費 13 37 単位減算

注2 アからウまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90／100を乗じる。

注3 アからウまでについて、事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に85／100を乗じる。

注4 アからウまでについて、同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合は、所定単位数に88／100を乗じる。

注5 オからキまでについて、所定単位はアからエまでにより算定した単位数の合計。

注6 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

別表第2

- ア 基準緩和型通所サービス費 11
- 事業対象者・要支援1（週1回程度） 1,435 単位（1月につき）
- イ 基準緩和型通所サービス費 12

事業対象者・要支援2（週2回程度） 2,889単位（1月につき）

ウ サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算（II）

(1) 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）

(2) 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）

エ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算（I） 所定単位×59／1000

(2) 介護職員処遇改善加算（II） 所定単位×43／1000

(3) 介護職員処遇改善加算（III） 所定単位×23／1000

オ 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（I） 所定単位×12／1000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（II） 所定単位×10／1000

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位×11／1000

注1 ア及びイについて、高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じられていない場合は、それぞれ次のとおり減算する。

(1) ア 基準緩和型通所サービス費11 18単位減算

(2) イ 基準緩和型通所サービス費12 36単位減算

注2 ア及びイについて、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、それぞれ次のとおり減算する。

(1) ア 基準緩和型通所サービス費11 18単位減算

(2) イ 基準緩和型通所サービス費12 36単位減算

注3 ア及びイについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に 70／100 を乗じる。

注4 ア及びイについて、従事者の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に 70／100 を乗じる。

注5 ア及びイについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合は、それぞれ次のとおり減算する。

(1) 事業対象者・要支援1 376単位減算

(2) 事業対象者・要支援2 752単位減算

注6 ア及びイについて、事業所が送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位減算する。

注7 エからカまでについて、所定単位は、アからウまでにより算定した単位数の合計とする。

注8 サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。